

令和2年1月30日（木）  
10時00分～12時00分  
旧文部省庁舎2F文化庁第2会議室

〔出席者〕

- （委員）石井委員，井上委員，大木委員，金田委員，神吉委員，東松委員，戸田委員，根岸委員，野田委員，南田委員，浜田委員，松岡委員，村田委員，毛受委員（計14名）  
（文化庁）高橋国語課長，津田日本語教育専門官，増田日本語教育専門職，北村日本語教育専門職，松井日本語教育専門職，ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第98回日本語教育小委員会議事録（案）
- 2 「日本語教育の参照枠」ワーキンググループ一次報告（案）
- 3 日本語教育能力の判定に関する報告（案）に対する意見募集の結果の概要
- 4 日本語教育能力の判定に関する報告（案）

〔参考資料〕

- 1 日本語教育の標準に関するワーキンググループの進め方
- 2 日本語教育能力の判定に関するワーキンググループの進め方

〔机上配布資料〕

- 1 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）（平成25年2月18日）
- 2 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（リーフレット）（平成25年2月18日）
- 3 日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）（平成26年1月31日）
- 4 日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改訂版（平成31年3月4日）

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 金田座長より配布資料2「日本語教育の標準に関するワーキンググループ一次報告（案）」についての報告があり，意見交換を行った。
- 3 事務局から配布資料3「日本語教育能力の判定に関する報告（案）に対する意見募集の結果の概要」について説明があった。
- 4 配布資料4「日本語教育能力の判定に関する報告（案）」について意見交換を行った。
- 5 次回の日本語教育小委員会は令和2年2月14日（金）に行うことを確認した。
- 6 質疑応答及び意見交換における各委員の発言は次の通りである。

○石井主査

定刻になりましたので，ただいまから第98回日本語教育小委員会を開会いたします。

資料1の前の議事録（案）ですが，御確認いただき，修正箇所などがありましたら，2月6日木曜日までに事務局へ御連絡ください。最終的な議事録の確定につきましては，主査に御一任いただければと存じます。よろしくお願いたします。

議事に入ります。本日は，二つの議事を予定しております。まず前半は，議事（1）「日本語教育の標準について」，日本語教育の標準に関するワーキンググループから御報告を頂くことになっております。後半は，議事（2）「日本語教育能力の判定について」として，意見募集の結果が

まとまったようですので、その報告を踏まえて、引き続き検討を行ってまいりたいと思います。

審議時間が限られておりますので、円滑な進行に御協力いただければと思います。よろしくお願いいたします。

早速ですが、資料2「日本語教育の参照枠」ワーキンググループ一次報告（案）を御覧ください。当ワーキンググループ座長の金田委員より御説明をお願いいたします。

## ○金田委員

日本語教育の標準に関するワーキンググループから一次報告(案)について御報告いたします。

まず、資料2「日本語教育の標準」に関するワーキンググループ一次報告（案）を使いまして全体について御説明いたします。その後、項目ごとに検討を行っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

目次ですが、全体の構成はこのようになっています。まず、I番、審議についてです。そしてII番から「日本語教育の参照枠」についてとなっております。最後に、参考資料を付けるという構成で検討しているところです。

まず、「標準」という名前が「参照枠」と変わりました。これに関しましては、前回12月の小委員会でも御説明いたしましたとおり、「標準」という言葉が、どうしても学習教育の内容、あるいは方法の多様性を否定しているというような印象を与える、あるいはそういう解釈をされるおそれがあるということで、「参照枠」という言葉に改めるということです。

そして、次のページを御覧いただけるでしょうか。1ページ、2ページ目、内容の方に入っていきます。1、2ページは、日本語教育の標準に関する現状と課題です。これに関しましては、前回以降大きな変更はありません。

3ページ目です。「日本語教育の参照枠」についてということで、この名称を変えたことに関しましては、先ほどお伝えしたとおりでして、このページに関しても大きな変更はございません。

4ページ目に進みます。4ページ目は「日本語教育の参照枠」を作成するに当たっての方針ということで、変更事項が4点あります。

一つ目ですが、文末の表現、以前の報告案では、何々なのではないかという問いかけの表現になっておりました。ただ、ここは一次報告（案）として方針を示す部分ですので、全て文末を何々とするというような言い方に改めています。

二つ目の変更点ですが、丸で一つ一つ項目が書かれていますが、その四つ目についてです。「言語活動として、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと（やりとり）」、「話すこと（発表）」、「書くこと」の五つを設定し」とありますが、この「発表」というのが、以前は「表現」という言い方でした。これに関して、前回の小委員会の際に御意見を頂戴いたしまして、これを「発表」と改めております。ただ、「発表」という言い方ですと、また逆に、教育場面でよく行われているような人の前に立って発表するというイメージする方もいらっしゃるだろうということで、そういう狭い意味ではないということを下の方に注釈として加えております。

3点目ですが、項目を一つ削除いたしました。前回の報告案には能力記述文についての説明がありました。具体的には、この報告の中に「各レベル・各言語活動別に能力記述文を10～30程度示す」というようなことを書いていたのですが、このたびの報告案では具体的な数を示すことはやめまして、必要に応じて今後整備していくという意見もありましたので、こちらは特に明記する必要はないということになりました。

4点目です。これも前回の小委員会での御指摘を受けての変更点です。1番下の項目を新たに加えています。「同じく日本語の特徴である待遇表現（敬語等）については、CEFRの社会言語能力についての言及と結びつけて扱うこととする。」です。これを新たに加えております。

次です。5ページ目、6ページ目に関しましては、大きな変更はございません。多少の文言の修正があった程度です。ここまでが、これまでの審議の経過をまとめたものになります。

この次ですが、Ⅱ番です。7ページ目以降になります。ここからかなり構成を変えています。前回の報告書では、主な指標と能力記述文を示しただけでしたが、今回はそれぞれの指標や、能力記述文についての説明を加えております。

7ページ目です。構成の(1)「日本語教育の参照枠」とは」のところで参照枠がどういうものかということの説明し、その後、期待される効果というのを対象別に書いております。ここに書かれていることは、これまでも議論の経過で御報告している内容とほぼ重なるものです。

7ページの下、「言語教育観の三つの柱」、これも前回御説明申し上げておりますので、割愛させていただきます。

次、8ページ、9ページにわたって「言語熟達度に関する二つの指標」が書いてあります。一つ目の指標は、「全体的な尺度」と呼ばれるものです。これは、「日本語教育の参照枠」における最も基礎的な指標になっているものです。

具体的に言いますと、17ページにあるものです。これが一番基礎となる、あるいは核となる、全体的な尺度です。六つのレベルにわたって、それぞれどういうものか書いてあります。

8ページに戻っていただければと思います。二つ目の指標ですが、CEFRでは「自己評価表」と呼ばれているものを、このたびワーキンググループでは、「言語活動別の熟達度」という言い方にしてはどうかと考えました。「自己評価表」という言葉がもともと使われているということに関しては、その意味や意図を十分に配慮する必要がありますが、この指標自体の機能をより分かりやすくする上では別の表現の方がいいのではないかとということで、「言語活動別の熟達度」という言い方に改めています。

具体的には、18ページです。以前は「自己評価表」という形でお示ししていましたが、少し小さい字で見づらいかもかもしれませんが、このようになっております。A1からC2、そして五つの言語活動ごとに能力記述文が書かれているというものです。

9ページ目です。9ページの下部分は、能力記述文とは何かということの説明しています。CEFRの能力記述文は機能ごとに四つに分類されています。その具体的な四つというのは何かというのが10ページ目の上の表にまとめてあります。これもお目通しいただければと思います。——お読みいただけただけでしょうか。

10ページの下部分ですが、「日本語教育の参照枠」で示すことになっている三つのCan-doについて、①から③で説明を加えています。「CEFR Can-do」、「標準的なカリキュラム案Can-do」、「JF Can-do」となっています。

①の「CEFR Can-do」に関しましては、先ほどお読みいただきました上の表、四つのCan-doが全て入っていますが、「標準的なカリキュラム案Can-do」と「JF Can-do」は活動Can-doが中心になっています。

11ページです。この能力記述文についての説明が引き続き書かれています。この中の三つ目ですが、このたび本報告書で示した能力記述文は例示であるということを明記しています。これを使用する方々は、「全体的な尺度」、あるいは「言語活動別の熟達度」のレベルに基づいて、現場に合わせた新たな能力記述文を作成することができると書きました。

そして、今後は、国内外の多様な現場で作成される、就労、就学、進学、学術研究、あるいは子育て等、これ以外にも様々あるとは思いますが、広範な領域において参照できる能力記述文を追加していくことを予定しております。このようなことをここに明記いたしました。

そして、その下ですが、(5)「漢字の扱いについて」です。これに関しては、この後、60ページの方になりますが、そちらで説明いたします。

続きまして、12ページですが、図1です。これはここまで説明した内容を分かりやすくまとめたものです。ここまでが「日本語教育の参照枠」の構成についての説明となります。

続きを説明いたします。13ページです。「日本語能力観と六つのレベル」ということで、次の14ページの図2、3と併せて御覧いただければと思いますが、言語活動ごとの能力のばらつき

をどのように考えるかということを示しました。言語教育の柱の二つ目で、言語を使ってできることに注目すると示しました。「日本語教育の参照枠」では、日本語能力を言語活動ごとに捉えて、必要とされる能力を優先的に伸ばしていくことを肯定的に捉えるということを示しています。

14ページの図2、図3ですが、図2は、口頭能力が高い日本語学習者の日本語熟達度は、五つの言語活動別に見るとこのようになっている可能性がある、図3は、読み書き能力が口頭能力よりも高い学習者の場合はこのようになっている可能性があるということです。これはあくまでも例示です。こういう学習者像を、あるいは日本語の使い手を肯定的に見るということを示しました。

そして、就労場面等で口頭能力が優先的に必要とされると言いますが、生活者として読み書き能力が必要とされるという場合も当然あります。このようなことも含めまして、総合的にどのような能力が必要なのかということについて言語活動別に考えていこうという例としてこの図をお示しました。

次です。15ページ、16ページですが、「日本語教育の参照枠」における日本語熟達度についてです。ここでは言語活動別に日本語能力がどのように伸びていくかについて説明しています。16ページの図を御覧いただきたいと思います。上の方の紫色の部分、少し文字が見づらくなっているかもしれませんが、申し訳ありません。

まず、この図の下の方を御覧いただきたいのですが、一番下に楕円があります。そして、その上に角が丸い横長の長方形がございます。まず、上の長方形ですが、コミュニケーション言語活動、略しまして「言語活動」というような言い方をしますが、になっています。その中には五つの言語活動が含まれています。これはこれまで御説明したとおりです。それぞれにC a n - d o があります。これらを「活動C a n - d o」と呼んでいます。

そして、一番下にある楕円ですが、これはコミュニケーション言語能力の三つを示しています。「言語能力」、「社会言語能力」、「言語運用能力」とありまして、これらもそれぞれにC a n - d o が示されています。こちらは「能力C a n - d o」と呼んでいるものです。

コミュニケーション言語活動、上の長方形のものと、それからコミュニケーション言語能力というものは、矢印でも示しましたとおり、常に相互に関係し合うものということです。実際に言語を使うことと言語に関する知識について学んだり振り返ったりすることが、常に相互に作用し合って熟達度が上がっていくというイメージです。

そして、上の3分の2の部分をお説明したいと思いますが、五つの言語活動の中で「話すこと」の「やり取り」が、どのように熟達していくのかということをお逆三角形の図で示してみました。このピンク色の「やり取り」のところ、ここから能力がだんだん高くなり、広がっていくということがイメージできればと考えました。

この能力が熟達していくためには、意味を推測したり、相手に質問や確認したりするという方略的な能力を使ったり、あるいは一定の長さまとまりを持つ発言を理解する、つまり、テキストを扱う力も必要になりますので、ピンク色の逆三角形にはグレーの「方略C a n - d o」、そして「テキストC a n - d o」が重なるという図式にしました。

そして、六つのレベルごとに、これも楕円でC a n - d o を示しています。一番下のA1のところを見ますと、自己紹介や基本的な挨拶、いとまごいの表現を使うことができるというような比較的シンプルなものがまずあります。これが上に行くに従って、だんだん込み入った内容であることとか、正確さに関わるようなもの、あるいは適切性に関わるようなものが加わってくるというのがお分かりいただけるかと思えます。

そして、A2レベルに関してですが、CEFRでは一つのレベルを二分割してC a n - d o を示しています。これはそのまま、A2.1、A2.2というような形で載せています。また、各レベルを色分けしてあります。この色に関しましては、検討の結果、既に国際交流基金の「JF日

本語教育スタンダード」で色を使って示すということを行っていらっしゃいますが、その色をそのまま充てさせていただくことになりました。ここまでが図4に関しての説明です。

そして、17ページ、18ページ、このあたりは先ほども触れましたので省略して、次に行きたいと思います。

19ページです。これは先ほどC a n - d oには4種類ありますというお話をしましたが、それに関しての説明になっています。

まず、19ページから43ページ、長いのですが、これは「CEFR活動C a n - d o一覧表」です。五つの言語活動ごとにレベルを分けて能力記述文が示してあります。これは前回お示ししたものと同じものになっています。

そして、大分先に進みますが、44ページです。ここからは「CEFR方略C a n - d o・テキストC a n - d o一覧表」になっています。ここに関しましては、専門用語が多少含まれておりまして、より分かりやすい丁寧な説明が必要な部分もありますが、こちらに関しましては来年度の課題としたいと考えています。

次は50ページです。50ページからは「CEFR能力C a n - d o一覧表」になっています。前回の小委員会での御指摘を受けまして、(2)社会言語能力についての能力記述文を55ページに示しました。55ページです。

続きまして、56ページに言語運用能力についての能力記述文を示しております。

60ページ、これが漢字に関してのページです。これに関して、追加した項目が幾つかございます。まず、脚注の「漢字出現頻度数調査」に関しての情報です。そして、60ページの下の方から始まります、〈実践例〉も追加したところです。

61ページです。下の方に、ヨーロッパの5か国ですが、後期中等教育修了試験で学習すべき漢字が明らかになっていますので、その数を掲げています。これらが新しいことです。ただ、漢字の扱いに関しましては、ワーキンググループの中でも、どの程度具体的な指針を示すべきか、複数の意見が出ておりますので、引き続き来年も検討したいと考えているところです。

そして、62ページですが、令和2年度以降、来年度以降の検討課題です。こちらは前回とほぼ同じで大きな変更はございません。

そして、63ページからは参考資料を付けています。まず、参考資料1は「話し言葉の質的側面」です。これは実は前回の資料ではCEFRが示している共通参照枠の一つとして、「言語活動別の熟達度」の次に示しておりましたが、検討の結果、参考資料として示すということになりました。

そして、64ページですが、ここに領域別の能力記述文、「J F C a n - d o」と「標準的なカリキュラム案C a n - d o」の例を示しております。こちらは今年度作成しておりました「標準的なカリキュラム案C a n - d o」の一部を示したのですが、CEFRのカテゴリーごとに、「J F C a n - d o」と併記しました。「標準的なカリキュラム案C a n - d o」は「J F C a n - d o」と比べて、より身近な部分といたしますか、健康とか安全、地域社会への参加等に注目した内容となっていることがお分かりいただけるかと思えます。

そして、「標準的なカリキュラム案C a n - d o」は、今年度J Fの方々にご協力いただきながら作成してきたものですが、検討の結果、今年度は一部の例のみをこのように示すこととしまして、全体に関しては、来年度、検証が終わってから公開するというようにいたしました。

そして、最後の65ページですが、参考資料3「日本語教育の参照枠」とりまとめまでの沿革」を今まとめているところです。まだ必要な事柄が全て載っていませんので、今後も関連する項目の追加を行っていく予定です。

以上が日本語教育の標準に関するワーキンググループ一次報告(案)の説明です。

## ○石井主査

お正月もなく進めていただいたと思います。本当にありがとうございます。本報告案についての質疑に移ります。

まず、I章の「1. 現状と課題」から「4. 一次報告（案）の検討範囲」まで、6ページまでの内容について、御質問、御意見、コメント等ございましたらお出してください。神吉委員。

## ○神吉委員

大変な作業をやってくくださったと思います。本当にすばらしい報告案がまとまっていると思います。確認ですが、5ページの丸の四つ目に、様々な分野でCEFRが指標として用いられているということが、これを使うということの一つの根拠になっていると思います。その中でポツの三つ目、外国人を雇用する企業、四つ目のNHKの語学番組のレベル表記にということがございますが、三つ目の企業の場合ですと、例えばグローバル企業の場合、ほかの言語のCEFRのレベルと日本語のレベルがどう関連しているのか知りたいというような要望があります。NHKの場合は、もちろんほかの言語でどのレベルかというのがあると思います。

それに関連して、7ページの（1）の④社会のところに、ほかの言語との熟達度の比較や関係性が分かるようなことは入れる必要がないのか、そのあたりの御検討がなされたかどうか、質問と確認です。

## ○金田委員

ワーキンググループでは、ほかの言語との比較対照がしやすくなるということは、特に明らかな言葉として出していたわけではないと思います。でも、おっしゃるとおり、国内外そういった動きが進んでいくということはあるでしょうし、今お話を伺って確かにと思いましたが、例えば大学の交換留学の言語能力の基準を提示する場合に、やはり言語間で余り大きな違いが出ないようにというようなことは例えば私の大学でもありますので、そういったことを加えておくことはあり得るかなと思いました。検討させていただければと思います。ありがとうございます。

## ○松井日本語教育専門職

事務局から補足の説明をいたします。2ページの「現状と課題」の一番下の丸のところに、「世界中で国境を越えた人の移動が進み、複数の言語を使用し、複数の社会に生きる人々が増えていく。このような状況において、学習者が自ら日本語をはじめとする複数の言語の熟達度を客観的に把握したり、具体的な学習目標を立て自律学習を進めたりするための指標が有効である」という記述があります。御指摘の点はここに含まれていると思いますが、特に外国につながる子供の外国語の母語保持とか母語能力も含め、今後の検討課題としてこの点にも注目していきたいと思えます。以上です。

## ○石井主査

それでは、次に3ページから4ページにかけて、「日本語教育の参照枠」が目指すもの、作成方針が示されていますが、この部分について、どうぞお願いいたします。井上委員。

## ○井上委員

下線が引いてあるところは、何か特別な意味があるのでしょうか。それとも単に強調したいということでしょうか。

## ○金田委員

はい。強調です。

## ○井上委員

最終的には、この下線は取ることになるのでしょうか。ほかには特に下線を引いた箇所は見当たらず、最後の60ページにまた出てきますが、体裁としてどうなのかお伺いしました。

## ○金田委員

恐らく報告の段階では、下線は取った方がいいだろうとは思いますが。下線は、私たちが強調したい部分として付けていたと考えていいと思いますので、外に出すときには下線を取り除いて、恐らく一次報告は、大部にわたる資料で文字が非常に多いわけですが、これをいろいろな形で普及していくときには、言葉を簡略化したり、図等を効果的に使ったりということが行われると思います。そういうときに、この強調したかった部分はきちんと示していけるようにしていきたいと思います。ありがとうございます。

## ○石井主査

根岸委員、お願いします。

## ○根岸委員

本当に良くまとまっているなというのが印象です。7ページの「言語教育観の三つの柱」というところで、8ページの上に言及しながら挙げていらっしゃると思いますが、これはこれでいいかなと思います。ただ、CEFRを作った主要メンバーのブライアン・ノースの本が最近出まして、その本のタイトルでは「アクション・オリエンテッド・アプローチ」というのが入っているんです。CEFRの最も中心的な概念、もちろんいろいろな考え方があると思いますが、作った当事者たちが考える最も中心的な概念として、アクション・オリエンテッド・アプローチというのがあって、この訳が行動中心主義なのか、行動指向アプローチなのか、どちらが定着しているか分からないのですが、ここではこの点を明確にしてもいいかなと思います。

要するにCandoが何度か出ていて、「できることに注目」というところに含意されているのかもしれませんが、この報告案の中では一度もアクション・オリエンテッド・アプローチに言及がありません。もしこちら側の意図が、言語を使ってどんな行動ができるかに注目するという意図として書かれていたとしても、例えば敬語が使えるとか、漢字が1,000個書けるというような、本来CEFRが考えている行動でない捉え方も「できることに注目する」という言葉では捉えられてしまう可能性がありますね。ここは重要な概念だと思うので、どこかで入れられるといいと思いました。

## ○金田委員

ありがとうございます。3ページのところに、この三つの柱は具体的に何のことかということの説明文を書いています。今おっしゃってくださった、「できること」という表現だけだと、本当におっしゃるとおり、敬語が使えるとか、ですますが使える、といった言い方になってしまう可能性がある。この2行でしか今示していませんが、ここでは知識を持っていることだけではなくて、それを使って何ができるか、つまりパフォーマンスのことを考えて書いた文ではあったのですが、もう少し言葉を加えるなどして丁寧に説明しておきたいと思います。ありがとうございます。

## ○石井主査

毛受委員。

## ○毛受委員

大変お疲れさまでした。「日本語教育の参照枠」は、CEFRが基本的アイデアであったということで、これは、これから日本中、あるいは各国にも広がっていくということが期待されますが、そのときに、「日本語教育の参照枠」という名称を使うのでしょうか。例えばCEFRはCEFRという非常に簡潔な言葉で広がっているわけですが、「日本語教育の参照枠」は、英語ではどのように訳されるか、まだ考えていらっしゃるのでしょうか。例えばアクロニムでこうすると広がるとか、「日本語教育の参照枠」という言葉をメディアでずっと使い続けるのか、一般の人たちに広がるのかと考えると、英語のアクロニム的なものがあつた方が広がりやすいという気がいたします。将来、御検討いただければと思います。

## ○金田委員

ありがとうございます。確かに長いということはあるので、海外に日本語以外の言語で伝える際に、どういうふうに訳していくかということも関係してくると思いますが、略称を作るかどうかということも来年度の検討課題とさせていただければと思います。ありがとうございます。

## ○石井主査

ほかよろしいでしょうか。

それでは、Ⅱ章の「1. 構成」から「4. 言語活動の熟達度」、18ページまでといたしますが、御質問、御意見などありましたらお出しください。神吉委員。

## ○神吉委員

14ページの図2と図3、例示ということでお伺いしましたので、これからまたいろいろここは変わっていくのだらうと思いますが、16ページの図を見ると、これが「理解すること」、「話すこと」、「書くこと」という三つの大きなカテゴリーに分かれていると思います。14ページの図2、図3を見ると、「理解」、「話す」、「書く」というのが、バランスが分かりやすい図の方がいいのかなと思って、時計回りに一つ動かすと、書くことが一つ上に付いて、右側が理解で、左側が話すことになるという、何かそういう表し方もあるかなと思いました。

併せて、これから整理されると思いますが、言語活動としての五つの順番がページによってばらばらなので、どの順番になるか整理すればよろしいかと思いました。

以上です。

## ○金田委員

ありがとうございます。修正します。

それから、三つに分かれるのを分かりやすく示す、ということで、それも調整自体は簡単だと思いますので、そのようにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

## ○石井主査

村田委員。

## ○村田委員

7ページの「1. 構成」の期待される効果というところですが、④で「社会」という項目が入っています。学習者を社会的存在と捉えて、この参照枠が社会にも影響を及ぼすという視点が出ているのは本当にいいことだと思います。Can-doに、例えば「明瞭に話されれば」とか、「必要に応じて助けてくれれば」などの条件が入っているのは、主に母語話者に期待されることです。ここに書かれている、学習者のことがよく分かるということに加え、母語話者が何をし



なくてはいけないのか、どういうことに配慮しなくてはいけないのかということも明らかにする  
ということ、もう一歩踏み込んで書かれれば更に良いのではないかと思います。

#### ○金田委員

ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。

それで、先ほどの図4等にも関わることですが、学習者というか、日本語使用者と言った方がい  
いのか迷いますが、状況に応じて、熟達度がすんなりと直線的に伸びていくわけではないとい  
うことが図4でも示されているわけですが、その中で、当然ながら、今、本当におっしゃってくだ  
さったとおりで、学習者とともにやりとりをする、その相手がいかに発話調整してくれるかによ  
って熟達度がどのように表出されるかとか、あるいは学習とか習得に結び付くかということに大  
きく影響を与えるということがありますので、15ページの下の丸二つですが、このあたりに多  
少説明としては書いたつもりでした。

15ページの下二つです。「図4で示す」云々というのと「日本語能力の熟達度は」と書いてあ  
りますが、このあたりが、今、村田委員がおっしゃってくださったことと重なると思います。繰  
り返しになりますが、今の期待される効果の社会の部分に項目として入れておいた方がよりメッ  
セージとしても伝わりやすくなると思いますので加えさせていただくようにしたいと思います。  
ありがとうございます。

#### ○石井主査

井上委員。

#### ○井上委員

今思いついたのですが、全体に関わることになるかと思いますが、「日本語教育の参照枠」の段  
階を設定するに当たってA1からC2までの6段階、これはCEFRに準拠した名称になってい  
ますが、CEFRのA1からC2の内容と日本語の参照枠とでは、若干違いがあるわけですね。

名称として、A1からC2という名称は、そのまま日本語の参照枠でも使われるという理解で  
よろしいのでしょうか。

#### ○金田委員

はい。変えずに使います。

#### ○井上委員

それによって誤解が生じたりするというおそれはないでしょうか。A1からC2という表示の  
仕方をすると、ヨーロッパの言語の参照枠の尺度というふうな認識が広まっていると思いますが、  
日本語でも、この名称でもって同じ尺度で測るというような誤解です。

#### ○金田委員

このA1からC2までの全体的な尺度表は基本的には変えていません。CEFRにのっ  
とっております。つまり、ヨーロッパ圏内のCEFR A1と言われたときと日本語教育の標準のA1と  
言われたときは、基本同じレベルであるということを前提に作っています。

#### ○井上委員

では、A1と聞けば、CEFRのA1と同じものと判断できるということで誤解はないとい  
うことですね。

○金田委員

はい。

○井上委員

分かりました。

○石井主査

戸田委員，お願いします。

○戸田委員

まず，先ほど根岸委員の御発言にあった7ページの言語教育観の三つの柱の二つ目について，言語を使ってできることに注目するということは，違和感があって，誰が注目するのかということも含めて言葉の使い方を考えていただければと思っております。

それからもう一つ，16ページの表に関するのですが，この表について，15ページの上から四つ目に「一つのレベルを二分割して示されることがあり，一つのレベルの中でも」という記述がありますが，これはA1に関して，このやりとりのところでA1.1とA1.2と分かれています，今後B，Cについても，そのようなことが考えられているのでしょうか。

○金田委員

CEFRでA2，B1，B2に関しまして二分割して示されることがあるということ，まずここでは説明していますが，私どもの今回示そうと思ったものの中では，そういう分割したものを示すということではありません。図4のところでこのように示してあると御理解いただければと思います。つまり，18ページですが，言語活動別の熟達度，そして次のページからは，「CEFR活動Can-do一覧表」というのがずっと続いていくわけですが，ここではあくまでも六つの段階で示していくということです。

○戸田委員

はい。ありがとうございました。

○石井主査

根岸委員。

○根岸委員

幾つかあります。まず，13，14ページですが，これは重要なことです。ヨーロッパでもあまりこのように捉えられておらず，実際に多くの場合はテストになった場合，一つのレベルとして捉えられてしまい，それぞれの言語活動ごとの能力の構造というのは消えてしまっているのです，これを載せるのはとても意味があると思います。ただ，Companion Volumeですと，CEFR プロファイルズというタイトルが付いて，このような現象については説明しています。ここはプロファイルズについての説明を分かりやすくされていますが，そのような考え方を示すラベルを何か付けておいた方が世の中の人にはっきり分かるのではないかと思います。タームは，プロファイルなのか，プロフィールなのか，プロファイリングなのか，あるいは日本語で何かいい表現があるのか分からないですが。

それから，細かいことですが，16ページのB1の図の中にやりとりがありますね。このCan-doというのはどこからか来ているのでしょうか。というのは，「時には言いたいことが言えない場合もあるが」ということで，CEFRとしては，できないことを言うのではなくて，でき

ることで記述するというのが全体的な方針なので、少し違和感を持ちました。もしかしたらもとのCEFRの中にもこのような表現があったのかもしれませんが、もしあったとすると、少し珍しいことなのか、あるいは日本語に訳したときに否定的になってしまったのかなと思います。

もう一つ、先ほど出ていたレベルのブランディングという一つのCEFRのレベルを二つ以上に分けるということに関してですが、それはCEFRの中にも言及されています。先ほど出ていた20ページの例ですと、ここにはB2.2とかB2.1となっていて、それは19ページの辺から参照したということですが、このブランディングのデータかエビデンス、ソースはどこからのものでしょうか。

○金田委員

これはCEFRです。

○根岸委員

Companion Volumeでしょうか、CEFR2001年版の方でしょうか。

○金田委員

2001年版が基本です。

○根岸委員

2001年版にB2.2のディスクリプタが挙がっていたということでしょうか。

○金田委員

はい。

○根岸委員

以上です。

○金田委員

ありがとうございました。

○石井主査

ほか、神吉委員。

○神吉委員

11ページの上から三つ目の丸です。最後のところに「参照できる能力記述文を追加していくことを予定している」とありますが、これは来年度のワーキンググループで追加していく、そういうことを言われているのですか。

○金田委員

ワーキンググループの中で来年度ということよりも、今後、そういうことが可能になるようにというつもりで書いています。追加できる部分はもちろんありますが、1年等でいろいろ集約できるということでは決してないので、そういうことが可能になるようにシステムづくりとか、そういうところを検討できればという感じです。

○神吉委員

そうすると、この全体の丸のところ、前半はどちらかというと、「現場に合わせた新たな能力記述文を作成することができる。」というのは、現場の人たちができますよということを言っているのですね。

○金田委員

はい。

○神吉委員

後半もそういうことができるように何か仕組みを整えていくということを言っているという理解でよろしいでしょうか。

○金田委員

そのつもりでいいですね。

○松井日本語教育専門職

そうですね。地域実践プログラム等でC a n－d oを使うなど、良い事例があります。このような地域で活動している皆さんが作ったC a n－d oを文化庁のウェブサイトで公開していくというのが一つあります。

あとは、総合的対応策の中でいろいろな省庁がこれからC a n－d oを開発していくということも聞いておりますので、各省庁で作られたC a n－d oなどもこの傘に収めていく予定です。少し階層は違いますが、様々なところで作られたC a n－d oを広く傘の下に収めていきたいと思えます。我々の標準的なカリキュラム案C a n－d oも検証が終わった後、その傘の下に収めていく予定です。書き方があいまいですが、この文はそのようなことを想定しているという意味です。

○神吉委員

分かりました。表現を少し変えて分かりやすくするとよいと思いました。

○石井主査

根岸委員。

○根岸委員

この方向はとてもいいと思うのですが、一つだけ懸念があります。それぞれの機関・団体で、うちはこういう仕事あるからC a n－d oを追加しようということがあるかもしれません。それは望ましいと思いますが、それがどのように尺度化されるかということです。何となくこれに似ているからA 1だとか、A 2だと言ったときに、正確に言うと尺度化の手続を経ないまま多様なC a n－d oが出回ってしまって、結果として、困難度が違ってしまふ事態が起こるかもしれません。ここに言及するのがいいかどうか分かりませんが、何か尺度化の手続に関して、どこかで考えておいた方がいいと思えます。似たようなものでもコンディションを変えてしまうと急激に困難度が変わったりすることはあり得るので、必要だろうと思いました。

○金田委員

そうですね。それをこのたびの報告案の中にそのことまで含めて書くかというのは難しい点もあるかとは思いますが、ありがとうございます。検討させていただきます。

### ○石井主査

今のお話は、もしかすると本小委員会で報告案を作って終わりという話ではなく、むしろ運用が始まってから、そのような尺度化の手続きを組織立てて行っていくという話になりますか。

### ○金田委員

例えばこれはA 2である、これはB 1であるということをそれぞれが考えた後に、それが果たして本当にB 1だと言えるのかということを検証するためにはこういうことが必要ですよということは示していく予定ではあります。

### ○石井主査

では、南田委員。

### ○南田委員

私も同じところが気になっていまして、今の能力記述文が総合的な文章なので、それぞれ就労や生活者の場面で自分に合った記述文を見る、作るとなった時に、今示されている生活、就労、留学ぐらいで目安になるような記述文が先導してあった方が、皆さん参照しやすいですし、ばらつきなども出てこないのではないかと思います。事例などを示されるということではありますが、大きな分野だけでも、目安になるような能力記述文が示されていくと良いのではないかと思います。報告書に入れるかどうかは別として今後の検討課題としてください。

### ○金田委員

そうですね。今後の課題とさせていただきます。ありがとうございます。

### ○石井主査

ほかの点でも結構です。御質問、あるいは御意見ございましたら。大木委員。

### ○大木委員

内容というよりは形式的なことになってしまうのですが、資料2の5ページ目、3ポツの丸の四つ目の中に更に下の階層があって、その二つ目のポツについて質問があります。在留資格「特定技能」取得に際しては、CEFRのA 2相当の日本語能力が要件とされているとの記載が見られます。これは2019年4月から施行されているわけですが、今、正に審議している日本語教育の参照枠が完成を見たときに、この要件が当該参照枠に置き換わるということがあるのかどうか。先のことは見通せないかもしれませんが、参照枠なるものは、例えば法令上の取扱いにおけるガイドラインとして、改正の都度、意見公募を行うかどうかといった手続的なことまで含めて、ある程度、予見できることがあれば、事務局からでも結構ですので教えていただくと有難いです。

### ○石井主査

はい。高橋国語課長、お願いします。

### ○高橋国語課長

置き換わっていくかについての御質問ですが、今回、報告書がまとまり、これが更に整備されていく中で活用されていく可能性は十分あるかと思います。将来的には、この報告案が整っていく中で定まっていくのではないかと思います。

## ○石井主査

ほかにかがでしよう。よろしゅうございますか。

いろいろな御意見や質問などを伺いました。この短い期間でワーキンググループの皆さんが大変な仕事をしていただいたことにお礼を申し上げます。ありがとうございました。

このことに関しては、来年度もこの報告を引き続き検討していくという予定でございますので、またよろしく願いいたします。

委員の皆様におかれましては、分量の多い報告案となっておりますのでお持ち帰りいただいて、更に御覧いただき、お気づきの点などありましたら、1週間程度を目途に、事務局まで御意見、御質問をお寄せいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

では、議事（1）については、ここまでということにいたします。

次は、「日本語教育能力の判定について」です。本日は、意見募集で頂いた御意見の結果の概要をまず御報告いただいて、それを受けて、前回の続きとなりますが、6の経過措置から審議を行いたいと思います。その後には報告案の初めに戻って、全体について、改めて検討を行うというように進めていきたいと思っております。

資料3ですが、国民からの意見募集の結果について事務局からお願いいたします。

## ○津田日本語教育専門官

資料3の「日本語教育能力の判定に関する報告（案）」に対する国民の皆様からの意見募集の結果の説明をさせていただきます。

意見募集は、11月から12月にかけて文化庁ホームページ等で行いました。1,397件という非常に多くの意見をお寄せいただきまして、この場をかりてお礼申し上げます。本当にどうもありがとうございました。

意見の総数は1,397件ですが、意見の項目としては4,163件ございます。意見者の内訳は、団体から10件、個人の方から1,387件という形になっております。意見の内訳は以下の表のようになっております。様々な意見がございますが、時間も限られておりますので、意見数が多かった経過措置と日本語教師の資格の社会的な位置付けのところについて一部を御紹介したいと思います。

経過措置については、10ページになります。経過措置の報告案について、賛成するという意見が多かったのですが、丸の5つ目、経過措置の対象とすることは良いが、法務省告示校での教師経験がある者とならない者では、登録要件を別にした方が良いのではないかと。例えば、教師経験がない者は、一定期間の教育実習を課すなどが考えられるというような御意見がありました。

また、一番下の丸ですが、現在、日本語教師を目指そうとされている方々に影響が出ているので、できるだけ早く経過措置の内容、移行期間を示してほしいというような御意見もございました。

続きまして、13ページ、日本語教師の資格の社会的な位置付けのところですが、公的資格を望むというような御意見がたくさんありましたが、14ページの丸の二つ目、公認講師以外の日本語教師が、今回の資格創設により、日本語指導の場が奪われるようなことがあってはならない。そのことにも配慮した記載が求められるというような御意見も頂いております。

さらに、9のその他（詳細な検討が必要な事項について）については、小委員会で三つ併記となりました「試験の免除を行うべきでない」、「試験の一部免除を検討してはどうか」、「試験の全部免除を検討してはどうか」という項目に対して、それぞれ意見を頂きましたが、試験免除には慎重な御意見が一番多かったという状況であります。

なお、19ページ、その他という項目を挙げております。こちらは今回の日本語教師の資格の検討項目ではありませんが、日本語教師の資格に関する今後などについて御意見があったものを掲載させていただきました。今後の施策の参考とさせていただきたいと思っております。

なお、この資料3の意見募集であった中の主な意見については、資料4の点線の四角の中に入れていただいておりますので、後ほど事項毎に順次御審議いただければと思います。資料3の説明は以上になります。

#### ○石井主査

ありがとうございます。大変多くのコメントを寄せていただいたということに、本当に皆さんの関心の高さを改めて感じます。お寄せいただいた御意見というものを委員の皆様と心にとめて、この後も審議を進めていきたいと思っております。本当に御意見をたくさんお寄せいただいたことに感謝申し上げます。

御説明のあった資料3について、御意見を頂ければと思います。いかがでしょうか。井上委員。

#### ○井上委員

6の経過措置の下から三つ目の丸ですが、その2行目で「旧要件では日本語教育の知識がなくても実務経験だけで教員要件を満たすとされていたため」とありますが、これは、私の記憶が正しければですが、現在の告示要件の以前は日振協が定めた要件がありまして、それによると、大学を卒業して1年の実務経験があれば、告示校で日本語教師になれると。短大卒の場合は2年の実務経験で教師として教壇に立てるということだったと思っておりますが、これは多分、そのことを旧要件として述べていると理解していますが、今回、これから新しい資格を創設するに当たっては大卒で日本語教育経験1年で、現在も告示校で教師として勤めている人に対しても経過措置が適用されるという理解でよろしいでしょうか。

#### ○石井主査

事務局からよろしいですか。

#### ○増田日本語教育専門職

経過措置の対象となる教員要件について御説明申し上げます。現行の法務省の告示基準の要件の前に旧基準がございました。旧基準を満たしていらっしゃる方も、現在教員として活動いただいておりますので、現行の基準のみでなく、今現在、法務省告示校に旧基準の要件を満たしてお勤めいただいている方に対して、本委員会での御提案としては、経過措置として移行を認めるとこれまで議論されてきたものと理解しております。御意見をお寄せいただいた方々の御不安は、もう少し丁寧に記載させていただくことで解消されるものと思っております。

#### ○井上委員

ありがとうございます。

#### ○石井主査

よろしければ、資料4の日本語教育能力の判定に関する報告案についての検討に参りたいと思います。前回の続きである20ページの経過措置からですね。事務局、説明をお願いします。

#### ○増田日本語教育専門職

はい、19ページまでは前回読み上げさせていただきましたので、今回は6経過措置から意見募集で頂いた主な意見を読ませていただきたいと思います。

現在の法務省告示基準の教員要件を満たす日本語教師が、公認日本語教師として登録できるという提案に賛成する。

2点目です。法務省告示日本語教育機関においては、教員の登録要件を法務省出入国在留管理

庁において確認の上、登録されていることから、一定の質は担保されたものとみなし、提案のとおり経過措置として登録を認めるべき。

次です。現行の法務省告示基準の教員要件のほか、解釈指針に記載の内容や、現職者に対する救済措置により旧基準の教員要件を満たし、法務省告示校に勤務している者（3年以上の空白期間がない者）を対象に含むなど、経過措置の対象について具体的に記載すべき。

次です。日本語教師の量の確保にある「潜在する日本語教育人材の掘り起こし」にもつながるものであり、賛成。告示基準を満たすものの日本語教師として職に就いていない者も公認日本語教師として登録を行えるようにすべき。

次です。法務省告示校での教育経験がある者となない者では、登録要件を別にした方が良いのではないかと。例えば、告示校での教師経験がない者は、一定期間の教育実習を課すなどが考えられる。

次です。新たな制度により、現行の教育機関に混乱が生じることのないよう、十分な移行期間を設け周知を行う等、対応すべきである。

次です。旧要件では日本語教育の知識がなくても実務経験のみで教員要件を満たすとされていたため、質の担保が十分とは言えないのではないかと。現職者も含めて全て再試験を課すべきではないかと。

次です。10年の有効期限を設定するならば、教員要件を満たしてから10年以上経過した日本語教師については、更新講習の受講・修了をもって登録を許可すべき。

最後です。日本語教師を目指そうとする者に影響が出ていることから、できるだけ早く経過措置の内容及び移行期間を示すべき。

#### ○石井主査

この部分が最も多くの御意見があったとのことでございます。松岡委員、どうぞ。

#### ○松岡委員

このパブリックコメントで出た意見は、この後どのような具体的に反映させるのでしょうか。このことについて検討して、また改訂していくという作業に入りますか。

#### ○石井主査

本小委員会で議論し、必要に応じて反映していくことになろうかと思えます。

#### ○松岡委員

分かりました。本大学の学生が実際に混乱を始めているので、現場も同じように混乱をしていますので、私個人的には、前の告示要件を満たしていたら誰でもいいと思ってはいません。その辺りをはっきりした方がいいのではないかなと考えているので、引き続き検討をお願いします。

#### ○増田日本語教育専門職

検討いただくのは本小委員会の場になります。現在までに御審議いただいたところでは、20ページの一目の丸にありますように、「現在の基準を満たす人は、一定の移行期間を設けて公認日本語教師として登録を行えるようにすることが適当」ということでございます。これを小委員会の意見としてパブリックコメントを行いました。その結果、このような御意見が出てきたので、この意見をどこまで取り入れるかを御審議いただきたいと思います。

#### ○石井主査

はい。金田委員。



## ○金田委員

今の言葉を厳に真摯に受け止めたいと思います。この意見募集の結果である資料3の意見例を見て、今回報告として出そうとしている内容をこの場で議論して修正するということが委員に任されているということは分かります。しかし、実を言えば、そもそも最初の1,397件の意見を資料3にまとめてくださり、そこから、資料4作成に当たり、意見を幾つか選んで、入れるというようなことがなされているわけですが、この大部にわたる意見から、ここに集約するプロセスというのを、実は小委員会メンバーは知らないですね。何をどうしたら資料3になっているのか。そして、そこから資料4に至るときに、意見をどう選択しているのかというプロセスを実はよく知らないのです。ここに挙げられているものが多くの方々の考え方なのか、あるいは考え方としてこういうのはあるが、でも、それはもともとの書き方に問題があったから書き方を直せばいいことなのか、あるいは考えをもう一度改めなくてはいけないのかというような判断材料とするものに関して十分に把握していると言えないような気がするんです。その点が示されないまま、決めるのは小委員会メンバーである、小委員会で話し合って決めてほしいと言われても、私自身は少し困るなと思います。

## ○松岡委員

これについて、例えば小委員会ではなく、ワーキンググループにもう一度差し戻しをするというプロセスはとれませんか。資格に関わることなので慎重にしなければいけないと思います。

## ○増田日本語教育専門職

昨年度、一昨年度から御議論をいただき、今回パブリックコメントを行うというプロセスも事前にお示しして参りました。このパブリックコメントは、小委員会でおまとめいただいた報告案について、より広く国民の声も踏まえて御議論いただくために、集めさせていただいたものです。国民の皆様からの御意見も併せて審議いただきたいと思います。

小委員会の委員の皆様も様々なバックグラウンドをお持ちの方に入っていただいておりますが、それ以外にも国内外多様な立場の方々の御意見を集め、事務局で整理し、本小委員会での審議において御議論いただきたいものを資料3としてまとめさせていただいたものです。ここに載っているものを一つ一つ検討してくださいということではありませんが、誤解が生じていることについては丁寧に説明しなければいけないと思いますし、今までの議論で取り上げられなかった現場の課題があれば取り上げるか御検討いただきたいと思います。これまで議論されなかった点を中心に検討材料を集めて提供させていただくという趣旨であり、適切な手続きを経て取りまとめた資料でございます。

皆様御存じのように、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策にも資格の整備の検討については書かれておりますし、実際に専門性を有する日本語教育人材が求められている状況にあって、また、今年度末には報告を示すということで審議日程を切った上で検討いただけてきたこともあり、ワーキンググループに戻して結論を先送りするという点について国民の理解を得ることはなかなか難しいのではないのでしょうか。

## ○松岡委員

それでは、プロセスとしては、今、各委員から自分の考えを述べたものを事務局が取りまとめをして、文言を修正して、次回に掛けるというような形になりますか。

## ○増田日本語教育専門職

スケジュール案については、これまでの審議でもお示ししているとおり、本日と次回の2回審

議を行う予定となっております。委員の皆様には個人の意見を述べるというよりもパブコメの意見を踏まえて論点を御議論いただきたいと思っております。具体の文言にしていくという作業は事務局としてお手伝いをさせていただきますが、方向性を決めていただくのは、あくまで委員の皆様です。

#### ○高橋国語課長

一般的に審議会の報告書（案）をパブリックコメントの手続きに付した場合、その内容について、賛成、反対という御見もありますし、何らかの御懸念がされるという場合もあります。それから、報告書案の記載が分かりにくかったために、誤解されている場合もあります。一般的にそういうものが出てきます。その中から、今申し上げたような賛成・反対、それから御懸念が示された、あと少し誤解されているようなので、少し分かりやすくした方がいいのではないかというタイプの意見をピックアップしてここに載せています。

賛成もあるし、反対もあるし、一部修正もあれば御懸念も示されています。審議会で御議論いただくための資料ですので、単純に賛成というのは、余りこの資料には載せていません。御懸念等が示されているようなところを中心に、そういうところについて、例えば今、20ページであれば、上の方の丸に原案があるわけですが、これを御覧になって出てきた意見を受けて、原案を修文するとか、場合によっては少し追加してみるとか、あるいは、これは少し誤解されているようなので丁寧に説明しようとか、一般的にそういう作業をお願いするということになると思っております。

#### ○石井主査

よろしいですか。神吉委員，どうぞ。

#### ○神吉委員

流れは理解しましたが、今、回収資料としてパブリックコメントがありますが、これに目を通す時間というのが我々はないので、それが次の委員会までにそういう機会があるのかどうかというのはいかがでしょうか。

#### ○高橋国語課長

御覧になりたいということであれば、期待に沿えるような努力をしたいと思えます。御希望があれば言っていただければ、できるだけ応えられるようにしたいと思います。

#### ○神吉委員

希望があると言うと、では見てくれるのですねということで、これを全部見ることになるのかもしれませんが、事務局が取りまとめてくださったものは非常によくまとまっていて分かりやすいと思えます。ただ、最終的に資格という大きなことを決めるに当たって、意見を我々も参照できるところはした方がいいのではないかと私は思います。

#### ○石井主査

パブリックコメントは、いろいろな立場の人たちの意見を平均して集約するものではなく、意見のある人がたくさん書いてくるといふ、集団としての面もありますね。パブリックコメントは大切に、皆さんがどういうことを考えているか、バラエティーを理解することが我々にとって必要ですが、数が多かったから直ちにそれを採用するという判断につながるものではなく、御意見を頂いたことを、専門家として多様な視点、価値観を吟味し、討議するための資料と考えるということです。

多様な立場の方たちが、御自分の状況に即してくださった御意見を勘案した上で、日本語教育というものをどう構築していくかに関しては、意見が多いかどうかというよりも、この先、どうなしていくかという視点で御意見を頂ければと思います。判断材料の一つとして見ていただければと思います。

そういう視点もあったのかという気づきがあればお考えいただくということはいいと思います。この場では、パブコメの意見を踏まえつつ、資格の仕組みに関する、先生方御自身の御意見を御発言ください。

**○神吉委員**

別の観点から質問よろしいですか。

**○石井主査**

はい。

**○神吉委員**

今、20ページの意見募集の意見の中に、移行期間を示すべきであるということが書かれています。ここの移行期間というのは、恐らく二つの意味が含まれているのではないかと私は思っています。つまり、制度が動き始めてから、どれくらい移行期間を持つのかという話と、今、この議論をしているところから、いつ動き出すのかということが、恐らく混在して不安になっているのではないかと思います。制度が動き始めてから何年という移行期間はここで議論できると思いますが、今の議論がいつから動き出すかというのは、この委員会で議論できるものなのでしょうか。それは多分、我々の手を離れたところで決まっていくことだと思いますので、そこを整理した方がいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

**○増田日本語教育専門職**

20ページの下から四つ目のポツに挙げられている十分な移行期間については、制度が始まってからのことと理解しています。例えば来年大学に入られた方が卒業してということを見ると、例えば、最低でも5年ぐらいは移行期間が要るのではないかと、そういう具体的なお話になってくるかと思います。そういう想定を御議論いただき、記載すべきなのかなと理解しております。

**○神吉委員**

そうすると、今、養成課程や研修を受けるかどうか迷っているという人が、何年後からこの制度が動くのかと聞いても、今、それは答えられませんと言うしかないわけですね。

**○増田日本語教育専門職**

はい、申し訳ありませんが、そういうことになります。

**○神吉委員**

分かりました。

**○石井主査**

経過措置について他にいかがですか。戸田委員。

**○戸田委員**

今のお話の経過措置の移行期間についてですが、これから目指そうとする方がどういうバック

グラウンドの方であるかということは、いろいろな方がいらっしゃると思いますが、前回の小委員会でも申し上げたように、資格の中に学士の要件が入りましたので、これから目指そうという人たちが、学士を持っていない方々が学士を有する期間、ある程度の期間を是非設けていただきたいということをもう一度申し上げたいと思います。

#### ○浜田委員

マイナーな修正になるかと思いますが、頂いた御意見の趣旨を踏まえると、一定の移行期間というところを例えば「十分な移行期間」というように、できるだけ不利な方が出ないような配慮を込めた表現にさせていただいてはどうかと思います。

#### ○石井主査

そうですね。そこは修正いただきましょう。ありがとうございます。よろしいですか。それでは、次の更新講習に関する御意見をお願いします。

#### ○増田日本語教育専門職

それでは、21ページ、目的から意見募集の結果を読みます。

一つ目です。日本語教師の自己研鑽は個人に任されており、教育機関によっては研修の機会が充実していないところもある。研修を義務化することは、所属機関に関わりなく、講習を受けることができると良い。

2点目です。登録要件を満たしていても、日本語教師の職に就いていない、あるいは長く職を離れている者も多いため、いつでも現場復帰できるような講習の仕組みがあれば、日本語教師の量の確保に資する。

次に、(2)対象についてです。更新講習の対象です。

意見募集、一つ目、初任・中堅・主任研修等を受講した者については、負担軽減の観点から更新講習を免除してはどうか。

2点目です。10年間の有効期限が過ぎる前に受講することとなっているが、資格創設時の初回の更新講習は、資格取得者が多いことが見込まれるため、更新までの期間を短くし、資格取得者が必要に応じて受講できるよう設定してはどうか。

3点目です。現代は、インターネット等を活用して自主的に研鑽を積むことが容易であることから、更新講習については日本語教師として稼働していない者にのみ義務づけるべきではないか。

22ページ、(3)内容に移ります。

更新講習の内容は、「必須の教育内容」を基本とするが、それ以外にも時代の変化に対応し、必要に応じて周辺科目を設定することも可能とすべき。

2点目です。更新講習が実施される場合、どのような内容が想定されるのか、更新講習と現職者研修の内容はどのような関係になるのか、記載すべき。

三つ目です、更新講習は、授業経験時間数によって、授業経験がない者あるいは非常勤と専任教師が自分に必要な講習を選択できるようにすると良い。

4点目、休職していた教師が復職する際、教育実習のような実践的な講習があると良い。

次です。資格更新は、現職者には相当の負担となることから、試験ではなく講習受講修了にとめてほしい。

最後です。「一定時間以上の更新講習」とあるが、履修時間を修了基準とするのではなく、講習内容がどれだけ身についているかという習得度で判断すべき。

もう一つです、23ページ、(4)講習実施機関及び実施体制についてです。

意見募集より一つ目、海外在住者や、出産・育児・病気療養などで更新講習が受けられない場合の猶予などについて検討すべき。

2点目です。地域的格差等によって更新講習が受けられないことがないように、オンラインで学べる仕組みが設けられることが望ましい。

次です。期限を過ぎた場合でも、資格は失効せず、停止の状態となる。更新講習受講後に再度有効になるということについて、説明が必要である。

4点目、講習や使用するeラーニング等の教材については、質の保証を含めた適正な運営が管理できるような体制である必要がある。

次です。受講料等の更新に係る費用に関して講習受講者の過度な負担とならないよう、配慮すべきである。

次です。10年間の有効期限が過ぎる前に受講することとなっているが、初回の更新講習は3年～5年以内とするなどし、更新までの期間を短く設定した方が良い。初任者の場合、早めに講習を受けることで日々の授業を振り返る機会が得られ、それが教師の質を高めることや離職を防ぐことにつながるからである。

最後です。一律の講習ではなく幅広い受講者に対応できる質の高い講習の実施体制構築が求められる。そのためには、更新講習を担当する講師に対する研修が検討されるべきである。

以上です。

#### ○石井主査

それでは、更新講習に関して、御意見を踏まえて、コメントのある方、お願いいたします。

#### ○神吉委員

今、いろいろな意見を伺っていて、私たちがワーキングで考えここで議論した更新講習の位置付けと、現職者が自律的に様々な研修を受けて成長していくという話がどうも混在して理解されているように思うのです。更新講習はあくまでも資格の更新のための最低限のものであって、スキルを上げ、熟達していくということに関しては、それぞれ段階別の現職者研修があるということを確認に書く必要があると思いました。

それから、インターネットの活用ということも意見にあります。これもeラーニング等々が23ページに明記されていますので、このあたりは恐らく誤解があるように思いました。

#### ○石井主査

そうですね、現職者研修と更新講習の違いを明確に書くように修正いただけますか。では、ほかにはいかがでしょう。松岡委員。

#### ○松岡委員

前回の委員会でも質問し、意見を言ったと思いますが、先ほどのあくまでも免許の更新のための研修ということと、それから初任・中堅のような分野別、段階別の研修は別であるという趣旨は分かります。ただ、現場の教師としては、あれもこれも受けなければいけないということになると、やはり負担ということがあって、パブリックコメントにも出ていると思うので、代替措置として、そういう研修も更新講習の一つに含めるという形にさせていただけるといいのかなと思いますが、そこはいかがでしょうか。

#### ○井上委員

私も今の松岡委員の御意見に賛成です。過度な負担とならないようにというような言葉がありますが、日々忙しい日本語教師に対して、更新講習だ、研修だというふうに、時間的、費用的な負担も掛かってきますので、できるだけ柔軟な対応が必要なのではないかと思います。

### ○石井主査

確認ですが、今のところおおむね更新ということにした場合には、10年ぐらいのことを想定しているということですね。そうすると、10年間忙しくということには恐らくならないのではないかと、10年であれば、そういう負担もないのではないかと思います。

### ○松岡委員

これの研修、更新をする目的というのが、教師の質を担保するということが大きいと思います。それで、現職で実際に現場を持っていらっしゃる先生が、もう1回主任の教育内容のアップデートは必要だと思いますが、それに代わるものとして、自分の職務をアップデートしたいところを更新の代わりに使うことについては、特に趣旨とは反しないと思うので、そのあたりの柔軟性を持っていただければいいのではないかと考えました。

### ○野田副主査

実際の更新では、どの講習を更新講習として認めるかは運用の問題だと思いますので、この段階でそこまで書き込まなくても、実際に更新講習を行うのはかなり先ですので、そのときに運用として検討できるのではないのでしょうか。ワーキングでもそこまでの検討はしていないのですが、今後検討されるべきだと思います。

### ○松岡委員

パブリックコメントにも更新講習を免除してはどうかという話があり、私もその意見に賛成ですので、それを分かるような形で示していただけるといいと思います。

### ○石井主査

具体的な方法は、野田委員が御発言くださったように、これから考えていくということですが、そういう制度を設けるかどうかというところは、御意見をここで伺って大体見通しをつけたいのですが、いかがですか。神吉委員。

### ○神吉委員

今の御意見で、免除という話もありましたが、代替というのはありだと思います。運用として検討していくというのはありだと思いますが、更新講習を免除ということになると、それは代替という意味になりますか。別のもので読み替えるということですね。

### ○松岡委員

そうです。

### ○神吉委員

例えば実務として日本語教育をやっているから、もう免除にしてしまうということですか。

### ○松岡委員

いや、そういうことではなく、研修は受けなければならないが、どういう経歴の方でも同じ一律のものを受講するというのではなくてバリエーションがあった方がいいだろうと考えます。

### ○石井主査

浜田委員、お願いします。

## ○浜田委員

ワーキンググループで議論したことですが、更新講習は、ここにも書いてあるように最新の情報、つまり10年前に学んだことから社会情勢も変わり、あるいは言語教育理論も変わってくる部分を更新していただくという目的ですので、実務をやっているならば、それが本当にカバーできるかという、またそれは別の問題だと考えています。

それと、職務別の中堅・主任の研修というのは、当然、新たな役割に対して期待される部分の知識なり技能なりを付けてもらうということですので、御負担としては職場を離れてということはあると思いますので、例えば一つの研修の中で、職務に求められる部分と、それから更新講習的なもの、内容としては両方含んでいるというようなことはあり得るかと思いますが、やはり二つの区別というのはきちりしておくことが必要なのではないかと思っています。

## ○石井主査

ありがとうございます。ほか御意見いかがでしょうか。根岸委員。

## ○根岸委員

英語や国語などの小・中・高等学校の先生方も更新講習を行っています。同じ名前なので一見すると同じように見えてしまうのですが、あちらとの整合性は必要ないのでしょうか。例えば免除、代替と言ったときに、教員免許では代替されないが、日本語教師は代替されるというのはどうなのでしょう。別のものですから別でいいのかもしれないのですが、同じ教師で、更新講習があると言ったときに、教員免許では忘れてしまって免許失効ということがニュースにもなっていますね。

## ○高橋国語課長

一般論になるかもしれませんが、学校教員の教員免許の制度と、今回御検討いただいている日本語教師の資格の制度は一応別のもので、制度上はリンクはしていないということになります。ただ、行われている教育行為は教育ということで似ていますので、同じような形の仕組みがいいのではないかとということで御議論がなされてきたと理解しております。

その整合性をどうとるかというのは、先ほど野田委員からもありました、運用の問題になってくると思います。ここで言う更新講習という仕組みと、養成研修の報告書の方で検討いただいた研修の体系とは制度上は一応別のものになります。ただ、更新講習という制度の中で、何を更新講習として認めるかという運用を、いずれどこかで決めなければいけないと思います。そのときには、平成31年3月の養成・研修の報告書で示された研修の体系も大分広がっているでしょう。まだ始まったばかりですが、各地で日本語教師研修が普及し、そういったものを更新講習として認めるという運用上の判断が何年先か分かりませんが、資格ができた後に行われることになるのではないかと思います。現時点では、例えば検討の観点をいただいて書いておくことではないかと思っています。

## ○石井主査

よろしいでしょうか。金田委員、どうぞ。

## ○金田委員

更新講習の実施は、随分先の話ではあるとは思いますが、少しお伺いしたかったのは、28ページの講習実施機関については、現在、日本語教師養成課程を実施する大学及び文化庁届出受理日本語教師養成研修実施機関とするとなっています。このことに関しては、特にパブリックコメントでは問題視するようなコメントはなかったでしょうか。

つまり、試験の免除云々の話のときに、大学で勉強しようがしまいが一次試験を受けるべきであるという御意見も多数あったと理解できるわけですが、更新講習を意味あるものにする場合に、形骸化させないためには、どういう養成課程、研修を受けるのかというのは方向性としては示しておいた方が良くと思いました。必須の教育内容をベースにということは書いてはありますが、それを実施する機関に関しては、特にパブリックコメントで問題視するものはなかったということですね。

#### ○増田日本語教育専門職

はい。事務局で見る限り、大学や養成実施機関団体ではいけないというような御意見はなかったと思いますが、23ページの下にあるように、質の高い講習の実施体制が必要であるという御意見がありました。更新講習を実施する機関は、一定の要件を満たすことになるかとは思いますが、機関だけでなく講師に対しても検討されるべきではないかという御意見もありましたので、そこはピックアップさせていただきました。

#### ○金田委員

分かりました。

#### ○石井主査

よろしいでしょうか。では、戻りまして、日本語教師の資格の社会的な位置付けについて意見紹介をお願いいたします。

#### ○増田日本語教育専門職

25ページに記載しております。

1点目です。公認日本語教師が国家資格となることは、外国人が国内で日本語を学ぶ環境整備につながる。

2点目です。公認日本語教師を名称独占の国家資格として制度を設計することが適当。資格が、様々な日本語教育の場で提供される日本語教育の質を判断する目安ともなる。

3点目です。日本語教師の資格を国家資格とすることは、日本語教師を目指す外国人の正当な能力証明になるものと期待する。

次です。日本語教育の専門性の社会的な認知を踏まえた日本語教師の社会的地位向上のためにも、日本語教師の資格を公的な資格、国家資格とすべきである。その上で、学校や企業等における教育には有資格者が指導に当たれるようにすべきである。

次です。公認日本語教師は、日本国内において教育活動を行う日本語教師の資格であることを明確にし、海外の教育現場に混乱が生じないように十分に留意する必要がある。

次です。学校における外国籍等の児童生徒への日本語教育についても、公認日本語教師が一層活躍しやすくなるよう、日本語指導の選択肢の一つとして広く周知すべき。

次です。国内の教育機関で活躍する外国人日本語教師の正当な能力証明にもなり、教育の専門職として在留資格としても認められるべき。

次です。活動先として行政・企業・学校教育現場との連携の具体例を挙げるなどし、日本語教育に馴染みの無い方々がイメージしやすく、公認日本語教師の必要性を感じるような示し方を工夫していただきたい。

次です。「公認日本語教師以外の日本語教育人材が求められる場で日本語を教えることを妨げるものではない。」とあるが、公認以外の日本語教師について何ら記載がないことは現場の混乱を招く恐れがあるのではないかと。

最後です。公認日本語教師以外の日本語教師が、今回の資格創設により、日本語指導の場が一切



奪われるようなことがあってはならない。このことにも配慮した記載が求められる。  
以上です。

## ○石井主査

今の項目について、御意見ございますか。よろしいでしょうか。

次に9番のその他で試験免除の措置について、多くのコメントが来ていると伺っています。増田さん、お願いします。

## ○増田日本語教育専門職

27ページ, 3. その他(詳細な検討が必要な事項について)のうちの(4), 28ページです。試験免除等の措置について、三つの分野に分けて意見を頂いています。29ページ、「試験の免除は行わないこととする」についての意見です。

一つ目です。各大学で多様な取組がされていることや学校教員とは採用過程が異なることを考えると、「教員採用試験」の代わりとなるものとして一定の試験を課すことは理にかなっている。

二つ目、大学の日本語教育課程等が理論に偏る傾向が強い点や、日本語レベルが必ずしも高くはない外国人留学生の増加傾向を考えると、試験免除とするのは問題である。日本人であっても日本語力が低い者もあり、課程修了だけをもって日本語教師になれるとすれば、それは学習者にとって不利益となる。

次です。修得単位数では日本語教育の専門的な知識を有しているか判断できない。ある大学では、日本語教師養成科目は少なく、在籍教授の専門性の強い科目が多くなるなど現段階では大学によって必要な知識をどれほど学べるか統一的ではない。

次です。大学で日本語教育を修了した学生数や卒業後日本語教師として在職している数、民間の養成研修修了者数と日本語教育機関への就職者数などを集計し検討すべき。

「日本語教師の養成に係る昭和60年報告『日本語教員の養成等について』からの歴史を踏まえ位置付けを正當に評価する必要があるのではないか」という提案は理解しがたい。その経験のない大学新卒者が教育現場に入っても「指導的教員又は教員の養成にあたる者」という役割を果たすことはできない。歴史を踏まえるよりも現実を踏まえるべきではないか。

次です。主専攻のみ試験免除とするのは、主専攻を持つ大学の特権化につながり、ひいては大学と社会の乖離につながる恐れがある。多様な学習者に対応するためには、多様な人材が日本語教育の世界に来てくれることが望ましい。「公認日本語教師」という名前の重みからすれば試験免除はなくてもよく、きちんと勉強した人ならば合格できる、透明性の高い試験が必要である。

次です。日本語教師という職業に対する社会的認知や、専門性についての社会的評価が十分ではない中で、一律の国家試験を課すことなく、大学の日本語教員養成課程修了者を一律に試験免除とすることは、公認日本語教師のハードルを下げ、ひいては、公認日本語教師のステータスを下げることにならないか。

最後です。昨今の学校教育への民間人の登用にも見られるように、教師の多様性は、その人間の人生・キャリアの多様性に裏打ちされている場合が多い。一定の質を担保するためには、他の多くの資格試験と同様に、試験を充実させればよい。

31ページです。「試験の一部免除を検討する」についての御意見です。

大学の日本語教育課程及び文化庁届出受理日本語教師養成研修の修了者に対しては、一定の教育内容を満たす条件を満たしている場合に限定した上で、試験の一部を免除することによって、日本語教師の資格への多様なルートを残すことになり、日本語教師の多様性を維持することにつながるのではないか。

2点目、文化庁届出受理日本語教師養成研修は、その修了者の過半数が法務省告示校の教員となっているという実績や日本語教育能力検定試験合格率の高さに鑑み、試験の一部免除を適応す

るのが妥当ではないか。

試験の免除は、一部の大学や養成機関への利益誘導にならないよう、特に慎重に検討すべきだが、一部免除にするのであれば、課程や研修のシラバスや評価基準を提出させるなど、厳格なルールを決めてほしい。

次です。免除の在り方等は今後新試験の詳細を検討する際に議論すればよいが、一部免除あるいは全部免除の可能性を残すことは、日本語教師養成機関の質の向上と日本語教育の専門家の雇用の道を促進する観点から重要ではないか。

32ページです。「試験の全部免除を検討する」についての御意見です。

適切なカリキュラムが設定され、内部での試験も公正に行われるという前提で、主専攻は試験を全部免除して良いのではないか。

大学の日本語教育主専攻修了者に対する試験の全部免除は、大学における日本語教育や日本語教育研究に対する認識を高め、日本語教育分野の更なる充実を図る上で重要。

次です。主専攻修了者が日本語教師の資格を取得できないということは、大学の提供するロードマップとして破綻していることとなり、大学での学びへの過小評価であるとともに、大学の主専攻の存在意義を不明確かつ曖昧にする恐れがある。

次です。試験の免除に関して、主専攻と副専攻を区別すべきではない。45単位を超える副専攻もあり、必ずしも主専攻修了者の日本語教師としての能力が高いということには当たらないため、同等に扱うことが望ましい。

次です。主専攻の試験の免除は、全ての大学、大学院ではなく、一定条件を満たした大学の課程に限定する必要がある。

次です。大学の日本語教師養成課程等に対する課程認定の導入は慎重にすべきである。日本語教育学を専門とする教員が1～2名という大学も多く、一部を除き課程認定への対応は困難である。以上です。

## ○石井主査

今のパブリックコメントを踏まえて、御意見などありましたらお願いいたします。井上委員。

## ○井上委員

私は、これまでの委員会で試験の免除はしないという立場で発言をしてきました。今も変わっていないのですが、約1,400件のコメントの中で、特に試験の免除に対して、どういう意見が出されているのかというのが一番気になったところです。読ませていただくと、意見は分かれていますのですが、免除をすべきであっても課程認定が前提だという意見が大半を占めていたように思います。つまり、一部免除は可能性としてこれからあるかもしれませんが、現段階では非常に難しいことなのではないか、国民からの意見においてもうかがえると思いました。

## ○石井主査

ありがとうございます。野田委員。

## ○野田副主査

免除する場合に、今の主専攻とか420時間を前提にするのではなくて、新たに課程認定をした上で免除を考えているということを、ワーキンググループとしてもそう考えていることは認識していただきたいと思います。この点については、ワーキンググループの中でも全員が一致した意見だと思っていただいていると思います。現状を前提に免除を考えているのではないということです。

### ○石井主査

いかがでしょう。お立場によっても様々な考えがあると思います。浜田委員。

### ○浜田委員

大学での教育に対して非常に厳しい御意見が多くありまして、大学教育に関わっている者としては深く受け止めるべきと思っています。ただ、御意見を出された方が大学4年間の専攻でどうしているか、最近では大学教育でも出席管理や成績の厳格な評価がかなり厳しく行われている中で日本語教育の専攻が運営されているわけで、そのあたりの実態も踏まえてこのように言っている方はどれぐらいいるのだろうという点は少し気になりました。

そういう観点から、4年間の学習よりも1回のテストの方が信頼性があるという御意見について、どうなのだろうとも思いますが、現段階では試験がどういうものになるか分からない状況です。実際に試験が運用されてから議論を深めていく必要があるのではないかと、今の段階で免除する、しないなどということは難しいのではないかと考えています。

### ○石井主査

ありがとうございます。ほか御意見いかがでしょうか。神吉委員。

### ○神吉委員

運用を始めて、その中で免除も改めて検討するということですね。免除しないことに決めてしまうのではないということで理解しました。その際に、主専攻が免除になるという話が一番多いと思いますが、この中では、私の大学は副専攻ですが、今年初めて卒業生を出します。卒業してすぐ日本語教師になる学生は今のところゼロです。社会的な状況があり、もちろん待遇の問題もあるとは思いますが、そこで専攻している学生が日本語教師にならないというときに、それが全員公認日本語教師資格を有することになってくると、制度の信頼性に非常に大きく関わってくると思います。そのあたりはこれからの公認日本語教師の資格制度ができて、そこから雇用の状況や、仕事の状況が変わってくる場所を見据えて、改めて検討する必要があるのではないかと考えています。

### ○石井主査

ありがとうございます。戸田委員。

### ○戸田委員

試験がどのようなものであるかということが分からない段階で意見を述べるというのは難しいのですが、私が所属している協会の場合には、一定社会で活動した後に日本語教師を目指して、今、実際に教授活動を行っているという会員が多いものですから、多様性に対応しているということだと思っています。様々な対象の学習者に対応しているということだと思っております。主専攻、副専攻を修了した方だけではなく、文化庁受理の届出の養成講座を修了した人たちに対しても一定の免除、基礎的な力があると捉えて、試験の一部免除があってもいいのではないかと考えています。たびたびこの委員会の中でも議論されていますが、人材の確保という面においても必要なのではないかと考えています。

### ○石井主査

金田委員、手が挙がっていましたが、どうぞ。

## ○金田委員

先程の浜田委員の発言について、私、委員でありながらスケジュール感というのが今一つよく分かっていません。先ほどの話では、この公認日本語教師の登録制度を動かし、なおかつそれに至る試験の実施が開始され、それが走り始めてから、免除を検討するということですか。

## ○浜田委員

実際問題として、先ほど野田委員がおっしゃったように、何らかの形の課程認定を前提とすると、それを待ってから、この試験を始めるというのはかなり現実的に難しいのではないかと思います。むしろ今、日本語教師の量と質の確保のため、試験を早く始めるということが社会的な要請として求められていますので、私としてはそれを優先して、免除については少し時間をかけて議論するというところでしかできないのではないかと思います。

## ○金田委員

ただ、一方で移行措置で、今現職で働いている方々の多くが公認日本語教師の登録が可能になるという、そういう前提でいますよね。それに加えて増やすといったときに、例えば、今の日本語教育能力検定試験であれば、最新のもの、受験者が何人であったかというのは、今日傍聴にいらしている方にお伺いすれば、すぐ分かることだと思いますが、かなりの数が受けていると聞いています。その方々が教育実習の要件を満たしたら、公認日本語教師という登録はすぐ可能になるだろうと思います。そちらをとにかく先に動かさなくてはいけないから、課程の認定には時間が掛かるから、免除するしないは走り出してから検討すべきだということでも果たして本当にいいのか、将来、本当に検討されるのかというのが危惧されます。

免除されるかどうか分からないまま、大学で日本語教育を専攻する、あるいは副専攻を選ぶということ、あるいはその指導に当たるというのはものすごく困難な課題になるのだろうと思います。学生はどういうふうに分かるのか分からないです。大学でどういった教育をしていけばいいのか、私自身、考え直さなくてはならないと思っています。この報告をまとめる段階で話し合うことではないかもしれないのですが、副専攻も、420時間のコースもそうだと思いますが、免除されるようになるかもしれない、というようなあいまいな可能性を示されつつ、何を旨とした教育課程を行うのかあらためて考えなくてはならないのに、そのスケジュールがよく分からないというのは問題ではないかと思います。

## ○松岡委員

これに関して、試験の内容が決まっていない議論になってくるので、皆さん、何か思いが違うところで発言しているように思うので、試験の話を検討していただく際に、こういう枠組みにする上で、免除の可能性があるかどうかを併せて検討していただくということにとどめてはいかかだと思います。

また、大学教育に関しては、主専攻、副専攻であれ、恐らく教育実習が課程の中に入ることが大学に行く大きなメリットの一つになると思います。ただ試験を合格すれば登録ができるということではなく、教育実習が必修化されるわけですから、その部分のメリットは大きいのではないかと思います。

## ○金田委員

ただ、委員でありながら、今後のスケジュールがどうなっているのかが分からない、そういった不安があります。恐らく今回コメントを寄せてくださった1,400人ぐらいの方々と、それ以外の関心をお持ちの方々とか、これから日本語教育の勉強をしようかどうか、あるいは今在学していて、日本語教師の課程にいるが、卒業したときにどうしようかと考えている方は相当

数いるわけなので、その方々が、一体これはどういうスケジュールで動いていくのということに関して想定ができるよう、ある程度の目安のようなものを何らかの形で示した方がいいと思いました。

**○石井主査**

あるタイミングではスケジュールを示すことは必要だと思います。ただ、今の段階では、難しいのではないのでしょうか。

**○村田委員**

私もこの点でお伺いしたかったのですが、国家資格という話になったときに、この報告書がまとまった後のプロセスとして、これを基に立法化されるということでしょうか。そうだとすれば、発効までにかかなり時間が掛かるということでしょうか。

**○石井主査**

高橋国語課長，どうぞ。

**○高橋国語課長**

この報告書の中で国家資格という可能性が高く書かれていますが、例えば国家資格という報告書をいただいた後に、仮に立法化となると、それは政府だけの問題ではなくなり、国会の御承認を頂くということですから、プロセスとしては、もう一段階必要となるということにはなります。

**○村田委員**

文部科学省の省令を根拠とする資格化という可能性はないですか。

**○高橋国語課長**

省令で扱うというのは、法律があって、法律に根拠があるという場合です。必ず法律の根拠が必要になりますので、今、明確なスケジュールがあるわけではありません。

**○増田日本語教育専門職**

そういうこともあって、事務局としても軽々に公認日本語教師制度の開始時期を申し上げることはできないという状況です。

**○石井主査**

確かにそうですが、少なくとも全部準備が整ってからでなければ制度化できない話ではないはずですね。本報告を出すというところが大きな一歩になるはずですよ。

**○野田副主査**

ワーキンググループでも試験がどうなるか決まらなないと免除のことは考えにくいということはお出てきていましたが、結局、大枠を決めないと何も決まっていけないのです。ですから今回、この大枠を早く決めて次に進んだ方がいいと思います。もし今ここで免除しないと決めてしまうと、もう検討も何もなくなってしまいうわけですよ。検討の可能性を残すのであれば、免除の可能性を残しておく、そういう形で今回はまとめるべきだと思います。

**○松岡委員**

書きぶりとしては、試験の内容は免除のことも含めて今後検討するということが報告書に書く

ということになりますか。

○野田副主査

書きぶりは、よく検討しないといけません、報告ですから、どの程度まで抽象的に書くかとかいう全体の流れもあるのではないのでしょうか。

○石井主査

神吉委員。

○神吉委員

この報告に関しては免除しないということになるのではないですか。免除規定は今作れませんから、この報告に関しては免除しないということだと思います。

○高橋国語課長

免除に関しましては、28ページに四つ丸があって、こういう書きぶりかどうかということ、御審議いただく段階に今なっていますので、この書きぶりについて、御意見を賜ればと思います。

28ページの書きぶりは、一つ目の丸は、前の資格の要件の一つ目、試験を課しますということそのまま書いています。それは要件として必要だということです。

二つ目の丸で、この試験の合格が資格の第一要件となっているので、資格の枠組みとしては、この要件を満たさなければいけないということを書いて、その上で免除等の措置を検討するに当たっては、対象と範囲等について、実際に試験の受験状況、合格率や就職率といったものを確認しないとイケないのではないかとというのが三つ目の丸です。これは前の案にも書いてあります。

四つ目で、調査結果を踏まえることも必要だろうという、こういう形にしていってどうかというのが今の書きぶりですので、これらの記載をどうするかということだと思います。

○石井主査

更に詰めたものではなくて、この文言で大丈夫なわけですね。

○高橋国語課長

実現可能性という意味では、こういう記載はあり得るだろうと思います。

○石井主査

今日の御議論でも今後エビデンスを積み重ねていかないと判断ができないという御意見が圧倒的だったと思います。そういう意味では、こういう書きぶりのレベルでよろしければ、一旦この形でまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○浜田委員

一つだけよろしいでしょうか。

○石井主査

はい。

○浜田委員

試験の受験状況や合格率という受験者側の事情だけが書かれていますが、試験の内容というの

が一番大事だと思いますので、それを書き加えていただければと思います。

#### ○石井主査

そうですね、内容を追記してください。ここまでのところでよろしいでしょうか。

#### ○松岡委員

すみません、前回欠席してしまったので、報告案の前の部分で意見があるのですが、事務局にお送りするという事は可能ですか。

#### ○増田日本語教育専門職

はい。有難いです。お願いいたします。ただ、この後、前半部分を含めた構成について、事務局から説明させていただきますので、もう少しだけお付き合いいただければと思います。

#### ○石井主査

報告書の構成についても少し整理されたということですね。事務局から変更点について説明いただけますか。

#### ○津田日本語教育専門官

資料4の1ページの目次を御覧ください。前回の小委員会においてパブリックコメントの意見の中で、日本語教師の資格の議論の前提となる国語分科会が平成31年3月にとりまとめました「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」(報告)で整理されたことを再度掲載してはどうかという御意見があり、小委員会でも再掲が必要であるという御意見をいただきましたので、この報告(案)の目次を事務局で見直させていただきました。

今までは「Ⅱ」の資格の目的から始まっていましたが、その前提となる項目として「Ⅰ養成・研修体系の中における日本語教師の資格の位置付け」を新たに立てまして、平成31年報告のことも入れています。

資料の1ページの「1」の課題のところは前回のままですが、「2」の資格の位置付けで、平成31年報告の記載された養成・研修の考え方を前提とするという形にして、養成・研修の全体的なイメージと、2ページに今回対象とする日本語教師養成の定義を明確に書きました。

3ページに日本語教師の養成段階に求められる専門性の表を再掲するとともに、4ページに日本語教師の養成に求められる資質・能力も再掲させていただくという形にしています。

5ページですが、法務省告示の日本語教育機関の教員要件を現行では援用しているという状況がありますので、告示基準の抜粋と、日本語教師の資格を検討するに当たっては、現行の法務省の基準をもって定める日本語教育機関の教員要件との接続を視野に考えることが必要という形で入れさせていただきました。

6ページですが、専門家としての日本語教師の活動分野の例を示しております。こちらは前期の日本語教育小委員会18期でまとめました基本的な考えの中にありました、専門家として日本語教師の活動の場の例を参考に記載させていただいたものです。また、今回の資格は、日本語教師のキャリアパスの入口に立つ者の専門性を担保するものであり、日本語教師の職位・職階等に応じた能力証明の第一歩となるということを記載させていただきました。

それと併せて、前回の小委員会でご意見いただきました教育実習の16ページですが、前回、教育実習の充実、特に教壇実習の充実が必要ではないかという御意見がございましたので、(4)教壇実習の指導時間及び対象のところの丸の一つ目ですが、今までは2行目の日本語教育機関の指導時間の下限である1単位時間(45分)以上の指導を標準とすることが必要であるとなっておりましたが、1単位時間(45分)以上の指導を下限としているが、これを改め、一人当たり

2 単位時間の指導を下限とすることが適当である。また、1 回の指導時間を 45 分以上とし、45 分以下に細分化しないということを追記させていただきました。

大きな変更は以上になります。

**○石井主査**

よろしいでしょうか。御質問等ございませんか。

本日の議事は、今回日本語教師の資格創設の段階で様々な枠組みを決めていくのに、特に試験免除が課題となっていますが、試験免除を行うに当たっては、免除対象者の属性や類型、合格率等のデータも踏まえて検討していく必要があると考えます。報告書（案）の試験免除の措置につきましては、試験の合格が必要ということを原則としつつ、試験の一部あるいは全部免除は将来的な課題として検討していくという趣旨を報告には盛り込みたいと考えます。そのようなことでお認めいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

**○石井主査**

ありがとうございます。では、事務局の方にお返ししてよろしいですか。

**○津田日本語教育専門官**

事務局から連絡事項です。次回の日本語教育小委員会は2月14日金曜日の3時から開催を予定しております。委員の皆様におかれましては、お忙しいかと思いますが、御出席くださいますようお願いいたします。開催通知は別途お送りさせていただきます。

以上です。

**○石井主査**

これで、第98回日本語教育小委員会は終了といたします。御協力ありがとうございました。